

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月2日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自平成21年11月21日 至平成22年2月20日）
【会社名】	アスクル株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩田 彰一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区辰巳三丁目8番10号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理 統括部長 宮澤 典友
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区辰巳三丁目8番10号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理 統括部長 宮澤 典友
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結累計期間	第46期 第3四半期 連結会計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間	第46期
会計期間	自平成20年 5月21日 至平成21年 2月20日	自平成21年 5月21日 至平成22年 2月20日	自平成20年 11月21日 至平成21年 2月20日	自平成21年 11月21日 至平成22年 2月20日	自平成20年 5月21日 至平成21年 5月20日
売上高(百万円)	141,856	139,052	45,919	45,552	190,469
経常利益(百万円)	5,923	4,925	2,245	1,383	8,246
四半期(当期)純利益(百万円)	3,358	2,525	1,403	953	4,528
純資産額(百万円)	-	-	33,424	18,331	16,633
総資産額(百万円)	-	-	71,760	71,992	73,979
1株当たり純資産額(円)	-	-	790.48	580.83	528.97
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	79.76	81.41	33.42	30.72	114.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	79.72	81.29	33.40	30.68	114.64
自己資本比率(%)	-	-	46.3	25.0	22.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,877	11,517	-	-	8,507
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,181	2,959	-	-	13,269
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,682	5,354	-	-	3,629
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	18,554	14,365	11,191
従業員数(人)	-	-	558	783	736

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年2月20日現在

従業員数(人)	783 (263)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は当第3四半期連結会計期間の平均雇用人数を( )内に外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年2月20日現在

従業員数(人)	435
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【仕入および販売の状況】

#### (1) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
OA・PC用品	15,214	93.2
事務用品	7,772	95.8
オフィス生活用品	6,505	102.9
オフィス家具	2,307	104.1
その他	2,261	99.2
合計	34,061	96.6

（注）1 品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

#### (1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、  
 オフィス電化製品等

#### (2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

#### (3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

#### (4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

#### (5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専用商品）等

2 金額は、仕入価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
OA・PC用品	19,867	96.9
事務用品	10,417	97.8
オフィス生活用品	8,881	103.4
オフィス家具	3,096	93.2
その他	3,289	115.2
合計	45,552	99.2

(注) 1 当第3四半期連結会計期間における受注ベースの構成比率をインターネット経由とそれ以外に分けて示すと、次のとおりであります。

区分	前第3四半期連結会計期間 構成比率(%)	当第3四半期連結会計期間 構成比率(%)
インターネット経由	56.8	59.9
上記以外	43.2	40.1
合計	100.0	100.0

2 品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、  
 オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ(専用商品)、値引き等

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年11月21日から平成22年2月20日まで）におけるわが国経済は、雇用情勢・所得環境の悪化や、デフレが進行するなか低迷する個人消費に改善の兆しが見えず、引き続き厳しい状況で推移いたしました。オフィス用品の通販業におきましても、お客様企業のコスト削減意識は浸透しており、事業者間の価格競争は熾烈化しております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、次世代ビジネスモデルの基盤となる情報システム（業務統合システム）を予定通り平成21年11月に稼動いたしました。

売上高に関しましては、物流子会社Bizex株式会社の取得（平成21年4月）による増収のほか、取扱商品の品目別には、お客様の節約志向に適した価格競争力の高い商品の取扱いにより「オフィス生活用品」が順調に推移いたしました。一方、お客様需要が低下している耐久財である「オフィス家具」は、底打ちの兆候が見られるものの厳しい状況で推移いたしました。全体として戦略的な販売促進施策が奏功し、お客様数を順調に伸ばしましたが、購入お客様単価が低下していることから、引き続き厳しい状況で推移し前年同期を下回る結果となりました。

売上総利益は、主に平成21年8月に発刊したカタログにおいて戦略商品の値下げを実施したことにより、前年同期と比較して減少いたしました。

以上の結果、売上高は455億52百万円（前年同期比0.8%減）、売上総利益は105億33百万円（前年同期比1.4%減）となりました。業務統合システム稼動に伴うシステム関連費用の増加、お客様数の拡大・ご利用促進のための販売促進策を戦略的に実施したことなどにより、販売費及び一般管理費は91億26百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は14億7百万円（前年同期比38.9%減）となり、売上高販管費比率は1.7ポイント上昇いたしました。経常利益は13億83百万円（前年同期比38.4%減）、四半期純利益は9億53百万円（前年同期比32.1%減）となりました。

### (2)資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は719億92百万円となり、前連結会計年度末と比べ19億87百万円減少いたしました。主な要因は、売掛債権流動化の開始に伴う早期回収により、受取手形及び売掛金は減少、その影響で現金及び預金は増加したものの、法人税等の納付等により現金及び預金が減少したこと等です。

負債は、前連結会計年度末と比べ36億85百万円減少し、536億60百万円となりました。主な要因は、当第3四半期連結会計期間末が金融機関休業日のため翌営業日支払となったこと等により、ファクタリング未払金が31億87百万円増加したことに対し、長期借入金の返済により47億20百万円減少、法人税等の納付により未払法人税等が19億38百万円減少したこと等です。

純資産は、前連結会計年度末と比べ16億98百万円増加し、183億31百万円となりました。主に四半期純利益25億25百万円の増加に対し、配当金の支払により9億29百万円減少したことによりです。

以上の結果、自己資本比率は25.0%となり、前連結会計年度末（22.2%）から2.8ポイント改善いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末より15億86百万円増加し、143億65百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ14億98百万円増加し、28億43百万円となりました。これは税金等調整前四半期純利益が13億48百万円、固定資産の減価償却費およびソフトウェア償却費 8 億21百万円、売上債権の減少 9 億27百万円、ファクタリング未払金の増加31億44百万円等の増加要因に対し、仕入債務の減少19億43百万円、法人税等の納付17億43百万円等の減少要因があったこと等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ 6 億18百万円減少し、8 億30百万円となりました。主な要因としては、業務統合システム等のソフトウェアの取得による支出 7 億41百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ 1 億59百万円増加し、4 億37百万円となりました。これは主に借入金の返済 6 億 1 百万円等であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、継続中であった業務統合システムが平成21年11月に完成し、稼動しております。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,440,000
計	169,440,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年2月20日)	提出日現在発行数(株) (平成22年4月2日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	38,189,400	38,189,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	38,189,400	38,189,400		

(注) 提出日現在の発行数は、平成22年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

(イ) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成15年8月8日定時株主総会の特別決議(平成15年12月18日取締役会の決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	1,788
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	357,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,701
新株予約権の行使期間	自平成17年8月9日 至平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,701 資本組入額 1,351
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

#### 5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

#### 7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成16年 8月 6日 定時株主総会の特別決議（平成16年10月 6日取締役会の決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年 2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	2,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	404,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,559
新株予約権の行使期間	自平成18年 8月 7日 至平成23年 7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,559 資本組入額 1,780
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5, 6, 7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成17年9月15日取締役会の決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	1,885
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	377,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,530
新株予約権の行使期間	自平成19年8月6日 至平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,530 資本組入額 1,765
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

#### 5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

#### 7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成18年4月26日取締役会の決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	17,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,324
新株予約権の行使期間	自平成19年8月6日 至平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,324 資本組入額 1,662
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(口) 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成18年10月11日当社取締役会の決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	3,670
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1, 2	367,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,333
新株予約権の行使期間	自平成20年10月12日 至平成23年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)(注)5	発行価格 2,926 資本組入額 1,463
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6, 7, 8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,333円と付与日における公正な評価単価593円を合算しております。

#### 6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役等の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由がある当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

#### 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。



## 9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (8) 新株予約権の取得事由および条件

上記7に準じて決定する。

### (9) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

平成19年2月7日当社取締役会の決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,535
新株予約権の行使期間	自平成21年2月8日 至平成24年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)(注)5	発行価格 3,214 資本組入額 1,607
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,535円と付与日における公正な評価単価679円を合算しております。

## 6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由がある当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

## 7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

## 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 9 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

上記7に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

平成21年4月8日当社取締役会の決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)(注)3	4,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	474,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,546
新株予約権の行使期間	自平成23年4月9日 至平成26年4月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)(注)5	発行価格 1,955 資本組入額 978
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,546円と付与日における公正な評価単価409円を合算しております。

#### 6 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由がある当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 7 新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

#### 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

#### 9 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件  
 上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件  
 上記6に準じて決定する。

- (八) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく当社取締役および当社使用人に対する新株引受権（ストックオプション）に関する状況は次のとおりであります。  
 平成12年8月3日定時株主総会の特別決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年2月20日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	4,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	32
新株予約権の行使期間	自平成14年8月4日 至平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32 資本組入額 19
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 当社が株式の分割により新株を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{\text{既発行株式数}}$$

なお、株式の分割およびこの発行価額を下回る価格で新株を発行する場合または転換社債および新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}$$

3 新株予約権行使の条件

- (1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。
- A 平成14年8月4日から平成15年8月3日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
  - B 平成15年8月4日から平成16年8月3日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
  - C 平成16年8月4日から平成22年7月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
- (2) 権利を与えられた者は、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を継続的に保有する限り、付与された権利の一部または全部を行使することが可能とする。
- (3) 上記に従い権利行使が可能となった引受権は、権利を与えられたものが死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で消滅する。
- (4) 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (5) その他、権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年11月21日～ 平成22年2月20日	-	38,189,400	-	3,535	-	6,015

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、プラス株式会社およびその共同保有者から平成22年2月26日付で、大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成22年2月26日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質保有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	8,359	21.89
今泉 嘉久	東京都渋谷区	215	0.56
今泉 公二	東京都渋谷区	291	0.76
プラス技研株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,076	2.82

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年11月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,154,800		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,032,000	310,320	同上
単元未満株式	普通株式 2,600		同上
発行済株式総数	38,189,400		
総株主の議決権		310,320	

【自己株式等】

平成22年2月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳三丁目8番10号	7,154,800		7,154,800	18.74
計		7,154,800		7,154,800	18.74

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成22年1月	2月
最高(円)	1,599	1,788	1,896	1,997	1,950	1,924	1,780	1,770	1,714
最低(円)	1,380	1,494	1,662	1,743	1,720	1,557	1,505	1,601	1,582

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年11月21日から平成21年2月20日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年5月21日から平成21年2月20日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年11月21日から平成22年2月20日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年5月21日から平成22年2月20日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年11月21日から平成21年2月20日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年5月21日から平成21年2月20日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年11月21日から平成22年2月20日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年5月21日から平成22年2月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年2月20日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年5月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,365	11,191
受取手形及び売掛金	19,953	25,707
商品及び製品	8,597	8,359
原材料及び貯蔵品	87	143
その他	3,656	2,715
貸倒引当金	96	54
流動資産合計	46,564	48,063
固定資産		
有形固定資産	4,226	4,466
無形固定資産		
ソフトウェア	8,394	5,718
ソフトウェア仮勘定	1,217	3,719
のれん	4,517	4,907
その他	23	27
無形固定資産合計	14,152	14,372
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,863	3,825
その他	3,498	3,467
貸倒引当金	312	215
投資その他の資産合計	7,048	7,077
固定資産合計	25,427	25,916
資産合計	71,992	73,979
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,353	21,190
短期借入金	298	71
1年内返済予定の長期借入金	2,400	2,400
未払金	2,646	3,025
ファクタリング未払金	16,040	12,852
未払法人税等	120	2,058
引当金	502	460
その他	220	628
流動負債合計	43,581	42,688
固定負債		
長期借入金	8,880	13,600
退職給付引当金	985	864
引当金	20	22
その他	192	170
固定負債合計	10,078	14,657
負債合計	53,660	57,346

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年2月20日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年5月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,535	3,535
資本剰余金	6,015	6,015
利益剰余金	20,649	19,060
自己株式	12,112	12,190
株主資本合計	18,087	16,421
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	-	0
為替換算調整勘定	62	28
評価・換算差額等合計	62	29
新株予約権	305	241
純資産合計	18,331	16,633
負債純資産合計	71,992	73,979

(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)
売上高	141,856	139,052
売上原価	108,981	106,324
売上総利益	32,875	32,727
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 26,971	<sub>1</sub> 27,711
営業利益	5,904	5,016
営業外収益		
受取利息	109	31
その他	15	16
営業外収益合計	124	48
営業外費用		
支払利息	4	109
支払手数料	96	10
その他	4	18
営業外費用合計	105	138
経常利益	5,923	4,925
特別利益		
固定資産売却益	-	0
新株予約権戻入益	12	-
特別利益合計	12	0
特別損失		
固定資産除却損	5	16
減損損失	-	<sub>2</sub> 397
解約違約金	86	-
その他	9	27
特別損失合計	101	441
税金等調整前四半期純利益	5,834	4,484
法人税、住民税及び事業税	2,365	1,838
法人税等調整額	111	120
法人税等合計	2,476	1,958
四半期純利益	3,358	2,525

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年11月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年11月21日 至平成22年2月20日)
売上高	45,919	45,552
売上原価	35,236	35,018
売上総利益	10,683	10,533
販売費及び一般管理費	8,382	9,126
営業利益	2,300	1,407
営業外収益		
受取利息	35	8
その他	5	7
営業外収益合計	41	15
営業外費用		
支払利息	1	31
支払手数料	92	0
その他	2	6
営業外費用合計	97	38
経常利益	2,245	1,383
特別利益		
固定資産売却益	-	0
新株予約権戻入益	12	-
特別利益合計	12	0
特別損失		
固定資産除却損	1	10
解約違約金	1	-
原状回復費用	3	-
その他	-	25
特別損失合計	3	35
税金等調整前四半期純利益	2,254	1,348
法人税、住民税及び事業税	865	278
法人税等調整額	14	116
法人税等合計	851	395
四半期純利益	1,403	953

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	5,834	4,484
減価償却費	494	467
ソフトウェア償却費	1,499	1,668
長期前払費用償却額	62	87
減損損失	-	397
のれん償却額	46	389
株式報酬費用	52	64
新株予約権戻入益	12	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	71	138
引当金の増減額(は減少)	17	39
退職給付引当金の増減額(は減少)	102	120
受取利息及び受取配当金	109	31
支払利息	4	109
固定資産除却損	5	15
固定資産売却損益(は益)	-	8
売上債権の増減額(は増加)	953	5,629
たな卸資産の増減額(は増加)	1,144	186
未収入金の増減額(は増加)	150	807
仕入債務の増減額(は減少)	960	183
未払金の増減額(は減少)	33	119
ファクタリング未払金の増減額(は減少)	1,578	3,187
未払消費税等の増減額(は減少)	87	514
その他	1	25
小計	7,835	15,358
利息及び配当金の受取額	109	31
利息の支払額	4	124
法人税等の支払額	4,063	3,748
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,877	11,517
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	237	253
ソフトウェアの取得による支出	2,333	2,531
長期前払費用の取得による支出	313	154
差入保証金の差入による支出	306	57
差入保証金の回収による収入	10	32
その他	-	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,181	2,959

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	343	298
短期借入金の返済による支出	343	67
長期借入金の返済による支出	-	4,720
リース債務の返済による支出	0	5
自己株式の処分による収入	-	70
自己株式の取得による支出	831	0
配当金の支払額	849	929
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,682</b>	<b>5,354</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	53	30
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>1,040</b>	<b>3,173</b>
現金及び現金同等物の期首残高	19,594	11,191
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>18,554</b>	<b>14,365</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)
連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間より、新たに設立したアスマル株式会社を連結の範囲に含めております。 (2)変更後の連結子会社の数 5社

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等の算定方法	法人税、住民税及び事業税等の算定については、納付税額の算出にあたり加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する等一部簡便的に処理をしております。
4. 繰延税金資産の算定方法	一部の子会社について、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等および一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックスプランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年2月20日)	前連結会計年度末 (平成21年5月20日)
有形固定資産の減価償却累計額 4,208百万円	有形固定資産の減価償却累計額 3,891百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)																																
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>販売促進引当金繰入額</td> <td>380百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>6,283</td> </tr> </table>	販売促進引当金繰入額	380百万円	退職給付費用	133	貸倒引当金繰入額	88	業務委託費	6,283	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>販売促進引当金繰入額</td> <td>378百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>5,711</td> </tr> </table> <p>2 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 江東区</td> <td>個人向け ECサイト</td> <td>有形固定資産 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 投資その他の資産「その他」</td> <td>397百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、個人向け通信販売事業「ぼちっとアスクル」にて使用していましたが、当該事業を平成22年2月に当社100%子会社アスマル株式会社へ承継することに伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(397百万円)として特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産「その他」</td> <td>30</td> </tr> </table>	販売促進引当金繰入額	378百万円	退職給付費用	151	貸倒引当金繰入額	170	業務委託費	5,711	場所	用途	種類	減損損失	東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 投資その他の資産「その他」	397百万円	有形固定資産	1百万円	ソフトウェア	308	ソフトウェア仮勘定	57	投資その他の資産「その他」	30
販売促進引当金繰入額	380百万円																																
退職給付費用	133																																
貸倒引当金繰入額	88																																
業務委託費	6,283																																
販売促進引当金繰入額	378百万円																																
退職給付費用	151																																
貸倒引当金繰入額	170																																
業務委託費	5,711																																
場所	用途	種類	減損損失																														
東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 投資その他の資産「その他」	397百万円																														
有形固定資産	1百万円																																
ソフトウェア	308																																
ソフトウェア仮勘定	57																																
投資その他の資産「その他」	30																																

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年11月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年11月21日 至平成22年2月20日)																
<p>販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>販売促進引当金繰入額</td> <td>128百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>2,001</td> </tr> </table>	販売促進引当金繰入額	128百万円	退職給付費用	44	貸倒引当金繰入額	55	業務委託費	2,001	<p>販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>販売促進引当金繰入額</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>1,790</td> </tr> </table>	販売促進引当金繰入額	122百万円	退職給付費用	48	貸倒引当金繰入額	116	業務委託費	1,790
販売促進引当金繰入額	128百万円																
退職給付費用	44																
貸倒引当金繰入額	55																
業務委託費	2,001																
販売促進引当金繰入額	122百万円																
退職給付費用	48																
貸倒引当金繰入額	116																
業務委託費	1,790																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年2月20日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月20日現在)
現金及び預金勘定 18,554百万円	現金及び預金勘定 14,365百万円
現金及び現金同等物 18,554	現金及び現金同等物 14,365

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年2月20日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 38,189千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,154千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 305百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年8月5日 定時株主総会	普通株式	929	30	平成21年5月20日	平成21年8月6日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年11月21日 至平成21年2月20日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)

当社グループは、同一セグメントに属するオフィス関連商品の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年11月21日 至平成22年2月20日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)

オフィス関連商品の販売事業の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年11月21日 至平成21年2月20日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年11月21日 至平成22年2月20日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年5月21日 至平成21年2月20日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年5月21日 至平成22年2月20日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年11月21日 至平成21年2月20日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成21年11月21日 至平成22年2月20日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成20年5月21日 至平成21年2月20日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年5月21日 至平成22年2月20日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成21年11月21日 至平成22年2月20日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
株式報酬費用（販売費及び一般管理費） 21百万円

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 （平成22年2月20日）		前連結会計年度末 （平成21年5月20日）	
1株当たり純資産額	580.83円	1株当たり純資産額	528.97円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 （自平成20年5月21日 至平成21年2月20日）		当第3四半期連結累計期間 （自平成21年5月21日 至平成22年2月20日）	
1株当たり四半期純利益金額	79.76円	1株当たり四半期純利益金額	81.41円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	79.72円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	81.29円

（注）1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自平成20年5月21日 至平成21年2月20日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成21年5月21日 至平成22年2月20日）
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	3,358	2,525
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	3,358	2,525
期中平均株式数（千株）	42,103	31,024
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	-	-
普通株式増加数（千株）	21	48
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年11月21日 至平成21年2月20日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年11月21日 至平成22年2月20日)	
1株当たり四半期純利益金額	33.42円	1株当たり四半期純利益金額	30.72円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	33.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	30.68円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年11月21日 至平成21年2月20日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年11月21日 至平成22年2月20日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,403	953
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,403	953
期中平均株式数(千株)	41,988	31,034
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	25	37
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間  
 (自平成21年11月21日  
 至平成22年2月20日)

(インターネットによる個人向け通信販売事業の当社連結子会社への承継)

当社は、平成21年11月11日開催の取締役会において、平成22年2月22日を効力発生日として、簡易吸収分割によりインターネットによる個人向け通信販売事業「ぼちっとアスクル」(以下、「本件事業」という。)を、新たに設立した当社の100%子会社であるアスマル株式会社(以下、「新会社」という。)に承継する(以下、「本件分割」という。)とともに、新会社を通じ、株式会社ネットプライスドットコム(以下、「ネットプライスドットコム」という。)との間で、新会社が展開する本件事業に関し資本業務提携(以下、「本件提携」という。)を行うことを決議しております。その後、平成22年2月22日に本件分割の効力が発生しました。

なお、新会社は、平成22年2月22日を払込日とする増資(割当先:ネットプライスドットコム、普通株式400株)を行い、増資後の資本金は400万円、持株比率は当社80%、ネットプライスドットコム20%となっております。

本件分割の概要は以下のとおりであります。

1. 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1)対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 個人向け通信販売事業「ぼちっとアスクル」

事業の内容 インターネットによるOA・PC用品、事務用品、生活用品、家具等の通信販売

(2)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、アスマル株式会社を承継会社とする簡易吸収分割

(3)結合後企業の名称

アスマル株式会社(当社の連結子会社)

(4)取引の目的を含む取引の概要

当社の本件事業の推進を企図し、本件事業をアスマル株式会社に承継させるとともに、本件提携により当社における商品調達力とネットプライスドットコムが持つインターネットによる個人向け通信販売における企画力を融合し、アスマル株式会社において、新たな個人向けECサイトの構築および本件事業の展開を図ってまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引としております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価およびその内訳

アスマル株式会社の普通株式 200万円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年5月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年4月2日

アスクル株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 豊島 忠夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 栗原 幸夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成20年5月21日から平成21年5月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年11月21日から平成21年2月20日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年5月21日から平成21年2月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成21年2月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成20年5月21日から平成21年5月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年11月21日から平成21年2月20日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年5月21日から平成21年2月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年1月23日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を平成21年2月24日に取得した。この取得に伴い、プラス株式会社は会社の親会社に該当しなくなり、その他の関係会社に異動した。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年3月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を平成21年3月31日に消却した。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年2月23日開催の取締役会決議に基づき、平成21年2月27日及び3月31日に借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月2日

アスクル株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 豊島 忠夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 栗原 幸夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成21年5月21日から平成22年5月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年11月21日から平成22年2月20日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年5月21日から平成22年2月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成22年2月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。